

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書骨子案
(墜落防止措置のあり方について)

26. 3. 13

I 足場の組立て、解体又は変更の作業時の対策

- 1 足場の組立て、解体又は変更（以下「組立て等」という。）の作業において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安全帯を安全に取り付けるための設備が設けられた状態でなければ作業を行ってはならないこととすべきである。

なお、安全帯を安全に取り付けるための設備とは、手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月24日付け基発第0424001号）（以下「ガイドライン」という。）に基づく手すり先行工法の手すり若しくは手すりわく又は親綱とする。

- 2 労働者を足場の組立て等の作業に係る業務に就かせるときは、特別教育を行うべきである。

なお、本特別教育のカリキュラム等については、足場の組立て等に係る専門工事業者、安全衛生教育機関等の専門家による検討が必要である。

- 3 足場の組立て等作業主任者について、従事する業務に関する能力の向上を図るため、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育をさらに促進することが適当である。

- 4 足場を請負人の労働者に使用させる元方事業者等の注文者は、足場の組立て、一部解体又は変更の後、足場における作業を開始する前に、点検を行い、その結果を保存するべきである。

なお、本点検は、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者等十分な知識・経験を有する者により、チェックリストを作成し、これに基づき点検を行うことを推進することが適当である。

II 足場における通常の作業時の対策

- 1 足場の床材と建地とのすき間については、一般的な足場の関係部材の寸法を踏まえて、一定の基準を設けるべきである。
- 2 作業の必要上臨時に交さ筋かい、手すり等を取り外すときは、労働者に安全帯等を使用させる、取り外す箇所において作業を行う労働者以外の者の立ち入りを禁止する等の墜落防止措置を講じるとともに、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻すべきである。

III 足場からの墜落防止対策全般

- 1 足場で作業を行う労働者に対して、労働者向けの墜落防止のポイントを説明したリーフレット等により墜落防止に係る安全衛生意識の高揚を図ることが適当である。
- 2 より安全で使いやすい足場の開発を促進するため、足場の安全性が担保できる範囲で、法令に定める足場の要件を緩和するべきである。
特に、近年、普及が進んでいるくさび緊結式足場のうち、一部の製品については、安全性を担保できる範囲で、建地の最高部から測って3.1メートルを超える部分の建地を二本組とする要件等を緩和することが可能か、足場の安全に関する学識経験者等による検証が得られたものについては、実施することが適当である。

IV 関係府省と連携した墜落防止対策

労働災害防止のためには、発注者における施工時の安全衛生の確保のための必要な経費の積算、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して、墜落防止措置の見直し後の内容を含めて、これらの措置が実施されるよう、関係者に周知啓発を図ることが適当である。